(参考1) 軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール

仕入税額控除 の方式	請求書等保存方式(~令和元年9月)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月~)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月~)
税率	8.0% (消費税率 6.3%、地方消費税率 1.7%)		图 7.8%、地方消費税率 2.2%) 6.24%、地方消費税率 1.76%)
	請求書の記載事項		
請求書等	発行者の氏名又は名称取引年月日取引の内容対価の額(税込み)受領者の氏名又は名称	左記に加え ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに区分して合計した課税 資産の譲渡等の対価の額(税込み) ※ 上記①②は交付を受けた事業者 の追記可	左記に加え ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産 の譲渡等の対価の額」は税抜価額又は税込 価額
	交付義務なし・類似書類等交付の ※ 免税事業者も交付可	り罰則なし	交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は交付不可
仕入税額控除 の要件	帳簿及び請求書等の保存 が要件 ※ 免税事業者等からの 仕入税額控除可	帳簿及び区分記載請求書等 (交付を受けた事業者が追記 した区分記載請求書等を含 む。)の保存が要件 ※ 免税事業者等からの仕入 税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者等からの仕入税額控除不可 ただし、以下の特例あり。 令和5年10月~令和8年9月80%控除可 令和8年10月~令和11年9月50%控除可
	せり売りなどにおいて代替発行さ	れた請求書による仕入税額控除可	一定の要件の下、媒介者等により交付された適格請求書による仕入税額控除可
	中古品販売業者の消費者からの付入税額控除可	土入れ等は、帳簿の記載のみで仕	請求書等の交付を受けることが困難な一 定の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額 控除可
	3万円未満(税込み)の取引は、	帳簿の記載のみで仕入税額控除可	原則として、3万円未満の取引も適格請求 書等の保存が必要
適格請求書発行 事業者登録制度		令和3年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可	
税額計算	取引総額からの「割戻し計算」	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	・税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ・適格請求書の税額の「積上げ計算」 のいずれかの方法によることが可
売上税額 の計算の 特例 ^(注)		軽減税率対象売上げの みなし計算(4年間)	
仕入税額 の計算の		軽減税率対象仕入れの みなし計算(1年間)	
特例(注)		簡易課税制度の届出の特例 (1年間)	00万円以下の事業考をいいます) のみ

⁽注) 税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。)のみに適用が認められます。